

米海軍兵による集団女性暴行致傷事件に対する意見書

去る10月16日、沖縄県警捜査一課は、女性に性的暴行を加え怪我を負わせたとして、集団女性暴行致傷容疑で米テキサス州フォートワース海軍航空基地所属の米海軍上等水兵2名を逮捕した。

新聞報道によると、両容疑者は、16日未明に本島中部の住宅街で、米国から補給業務のため、数日沖縄に滞在し、たまたま出くわしただけの面識すらない帰宅途中の女性を屋外で暴行するという悪質な犯行であることが明らかになっている。

沖縄県内で、米軍人による凶悪な犯罪は、過去にも多数の事件が発生しており、北谷町議会でも、米軍人・軍属絡みの事件が発生する度に、米軍に対し事件の再発防止と綱紀粛正を強く訴えてきたにもかかわらず、繰り返される事件に周辺住民は不安と恐怖を募らせている。

また、度重なる事件に、具体的な解決策を示されぬまま、またしてもこのような卑劣な犯行が起きたことは極めて遺憾で、米軍基地があるがゆえの事件であり、日米両政府および軍人・軍属に対し激しい怒りが増すばかりで到底容認できない。

復帰40年を経過してもなお県民の人権と、沖縄の国民としての権利が踏みにじられている根底には日米地位協定が弊害となっており、抜本的改定をするべきである。

よって、北谷町議会は、町民の生命、財産、人権を守る立場から関係機関に対し厳重に抗議するとともに、下記事項について速やかに実現するよう強く要請する。

記

- 1 被害者への謝罪及び完全な補償をすること。
- 2 日米地位協定を抜本的改定すること。
- 3 米軍人・軍属への綱紀粛正及び教育を徹底的に行い、実効ある再発防止策について万全を期すとともに、具体的な内容を公表すること。
- 4 基地の大幅な整理縮小・撤去すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年10月23日

沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先

内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣 沖縄及び北方対策担当大臣
外務省特命全権大使（沖縄担当） 沖縄防衛局長